

補償金支給終結違憲確認憲法訴願決定

(憲法裁判所 1999年7月23日決定)

[→韓国戦後補償裁判総覧](#)

[→HOME](#)

決 定

事件 99헌마396 対日民間請求権に対する補償金支給終結違憲確認
請求人 姜○国

主文

本件審判請求を却下する。

理由

1 事件の概要及び審判の対象

ア 事件の概要

- (1) 1965年6月22日、韓日両国間に「大韓民国と日本国間の財産及び請求権に関する問題の解決と経済協力に関する協定」(条約第172号)が締結されたことによって1966年2月19日に上記協定により受入れる資金を効率的に運用管理または導入するために必要な事項を規定した請求権資金の運用及び管理に関する法律(法律第1741号)、1971年1月19日に上記法律に規定された対日民間の請求権の正確な証拠と資料を収集するために必要な事項を規定した対日民間の請求権の申告に関する法律(法律第2287号)、1974年12月21日対日民間の請求権の補償に関する必要な事項を規定する対日民間の請求権補償に関する法律(法律第2685号、以下「請求権補償法」という)など一連の法律が制定され、これらの法律を根拠として当時の財務部長官は1971年5月21日から1972年3月20日まで対日民間の請求権の申告を受けつけた後、対日民間請求権申告管理委員会の審査を経て、1975年7月1日から1977年6月30日まで補償金を支給した。
- (2) 請求人はその父親が日本国の生命保険会社である○○保険株式会社が1939年3月7日付で発行した○○保険証券と朝鮮総督府通信局長が1942年8月4日付で発行した終身保険証書を所持していた事実を遅ればせながら知り、1999年3月9日以降3度にわたって政府に上記保険証券及び保険証書上の保険金を受け取れるようにしてほしいと陳情したが「対日民間の請求権に関する補償金支給業務は1977年6月30日付で終結し、補償関連法も1982年12月31日付で廃止されたので補償が不可能だ」との趣旨の回答を受けた。
- (3) これに対し請求人は1999年7月2日、補償金支給業務の終結と補償関連法の廃止は違憲だと主張して、本件憲法訴願審判を請求した。

イ 審判の対象

本件の審判対象は請求権補償法第10条第3号(以下「本件法律条項」

という)と請求権資金の運用及び管理に関する法律廃止法(1982年12月31日法律第3613号)、対日民間の請求権の申告に関する法律廃止法(1982年12月31日法律第3614号)及び対日民間の請求権補償に関する法律廃止法(1982年12月31日法律第3615号)など3つの法律(以下の上記3個の法律を合わせて「本件廃止法」という)が違憲か否かであり(請求人が違憲だと主張していると思われる1977年6月30日付の補償金支払業務終結は当時の管轄官庁であった財務部長官の別途の処分によるものではなく、請求権補償法第10条第3号において同法附則第2項所定の補償金支給開始日である1975年7月1日から2年以内に請求しなければ請求権が消滅すると規定したことにより1975年7月1日から2年の期限が満了する1977年6月30日までに受け付けた補償金請求のみ適法有効なものとして処理されたからであり、1982年12月31日付の補償関連法の廃止は本件廃止法の施行として行われたものなので、審判対象を上記のように解するのが相当である)、その具体的内容は以下の通りである。

請求権補償法第10条【請求権の消滅】請求権は次の各号の1に該当する場合には消滅する。

1、2号省略

3 請求権補償金の支給が開始された日から2年が経過するまで補償を請求しないとき

請求権資金の運用及び管理に関する法律廃止法

請求権資金の運用及び管理に関する法律はこれを廃止する。

付則①【施行日】この法は公布の日から施行する。

②【罰則に関する経過措置】この法施行前の行為に対する罰則の適用において従前の規定による。

対日民間の請求権の申告に関する法律廃止法

対日民間の請求権の申告に関する法律はこれを廃止する。

附則 この法は公布の日から施行する。

対日民間の請求権補償に関する法律廃止法

対日民間の請求権補償に関する法律はこれを廃止する。

付則①【施行日】この法は公布の日から施行する。

②【補償金支給に関する経過措置】この法施行当時、償還が終了

していない請求権補償金又は請求権補償証券の元利金については
供託法が定めるところによりこれを供託する。

2 請求人の主張の要旨

1965年の韓日協定によって日本政府から受けた請求権資金が残っている限り、国家としては未だ補償を受けていない国民に対して補償が受けられるように諸般の措置をとるべきであるのに、1977年6月30日付で補償業務を終結し、1982年12月31日付で補償関連法律を廃止したことは、憲法に違反する。

3 判断

職権により本件審判請求の適法性を検討する。

法令に対する憲法訴願審判は法令の施行と同時に基本権侵害を受けた者は、その法令が施行された事実知った日から60日以内、その法令が施行された日から180日以内に請求せねばならず(憲法裁判所1996年3月28日93헌마198、判例集8-1、241、250)、憲法裁判所が発足する以前に基本権の侵害があった場合には、その請求期間の起算点は、憲法裁判所が構成された1988年9月19日とするのが憲法裁判所の確立された判例である(憲法裁判所1991年9月16日89헌마151、判例集3、501、504)。

請求人の主張によれば、請求人の亡父は30年余り前に死亡したというのであるから、請求人は本件法律条項と廃止法が制定される前にすでに亡父から本件保険証券及び保険証書上の保険金請求権を相続したものである。したがって、請求人に対する基本権侵害事由は本件法律条項と廃止法の施行と同時に発生したものであるから、憲法裁判所が発足する以前に基本権の侵害がある場合に該当し、その請求期間の起算点は1988年9月19日とされるべきであるが、本件審判請求はそれから180日が経過した後の1999年7月2日提起されたので、請求期間が徒過した。

したがって本件審判請求はすべて不適法であるからこれを却下することとして、関与裁判官全員の一致した意見により主文のとおり決定する。

1999年7月23日

裁判長 裁判官 キム・ヨンジュン
裁判官 コ・ジュンソク

裁判官 シン・チャンオン